

構内交通管理細則

第1条 (目的)

第2条 (方針)

第3条 (適用)

第4条 (遵守事項)

第5条 (禁止事項)

第6条 (措置)

第7条 (改廃)

第8条 (施行)

(目的)

第1条

本細則は、東京国際エアカーゴターミナル株式会社（以下「**TIACT**」という）が管理する敷地内（以下「当ターミナル」という）における交通混雑の緩和及び秩序維持を図り、車両の円滑かつ迅速な移動を確保するために必要な事項を定めたものである。

(方針)

第2条

- 1 本細則に定める事項は、関係法令に則って定めたものである。
- 2 当ターミナル内における車両等の通行は、**TIACT** 担当者（**TIACT** が業務委託を行う警備員を含む）の指示及び各種標識並びに案内板に沿って実施されるものとする。

(適用)

第3条

本細則は、「I1201 東京国際エアカーゴターミナル管理基準」第3条（適用）に定める各号に係わる全ての車両に適用する。但し、同条第2項（2）号に定める車両及び緊急時についてはこの限りではない。

(遵守事項)

第4条

当ターミナルに入場し、または当ターミナル内を移動する車両は、以下の各号を遵守するものとする。

- (1)当ターミナルへ入場する車両は、原則として **TIACT** に対する事前の登録を実施し、**TIACT** の承認を受けるものとする。但し、東京国際空港 ID カード所持、または空港事務所の許可を受けている車両についてはこの限りではない。
- (2)構内道路の通行は、**TIACT** 施設利用細則の添付 2「東京国際エアカーゴターミナル構内交通ルール」図に示す動線に沿って実施されるものとする。但し、別途 **TIACT** 担当者 (**TIACT** が業務委託を行う警備員を含む) からの指示がある場合はそれを優先するものとする。
- (3)構内においては U ターンを禁止する。制限速度は、原則として 20km/毎時以下とする。但し、フォークリフト及びドーリー等のけん引車両については通常時は 15km/毎時以下、貨物等けん引時は 8km/毎時以下とする。
- (4)構内道路及び各コア前の駐車は禁止とする。但し **TIACT** が認めた場合はこの限りではない。
- (5)当ターミナルに入場する貨物搬出入車両は、貨物取扱業務終了後は速やかに退場する。
- (6)車両に関する入構証については、常時ダッシュボードに掲出しておくものとする。
- (7)フォークリフト及びドーリー等のけん引車両は、原則として **GSE** 専用通行帯を走行するものとする。
- (8)トラック待機場も含め、当ターミナル内においては、車両駐車中は原則としてアイドリングストップを実施するものとする。
- (9)フォークリフト及び自転車については、別途定める。

(禁止事項)

第 5 条

TIACT は、当ターミナルに入場し、または当ターミナル内を移動する車両に対して以下の各号を禁止とする。

- (1)トラックドック、トラック待機場における二次仕分等の作業
- (2)道路上での二次仕分、積み込み、取卸等の作業
- (3)フォークリフト及びドーリー等のけん引車両、自転車、その他の作業車両の路上放置
- (4)パレットドーリー 2 台またはコンテナドーリー 6 台を超えたけん引
- (5)給油や燃料抜き取り等の行為

(措置)

第 6 条

本細則を含め、**TIACT** が定める交通管理に関する諸規程に対する違反があった場合は、違反した車両及びその乗務員とその所属会社に対して以下の措置を講ずることがある。

- (1)違反車両及び乗務員に対して警告書を発行し、注意喚起を行う。なお、度重なる注意喚

起にもかかわらず改善されない場合、所属会社に対して通達を行う。

- (2)前号の通達以降も改善が見られない場合は、当該違反車両と乗務員の入場を一定期間停止するものとする。
- (3)ビジターで入場した会社の車両と乗務員の違反が確認された場合、次回以降のビジター入場は承認しない。
- (4)フォークリフトについても諸規定に対する違反があった場合は、車両及び乗務員または所属会社に対して、上記(1)から(3)号と同様の措置を講ずるものとする。

(改廃)

第7条

本細則は事業部が所管し、改廃は事業部長の決裁による。

(施行)

第8条

本細則は2011年8月9日より制定し施行する。

本細則は2014年8月1日より改定し施行する。

本細則は2016年2月10日より改定し施行する。

本細則は2021年4月1日より改定し施行する。

本細則は2023年4月1日より改定し施行する。